

幕別町個人情報保護条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日 条例第32号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>第3条～第14条 略</p> <p>(自己に関する保有個人情報の利用停止等請求権)</p> <p>第15条 何人も、実施機関が行う自己に関する保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき。当該保有個人情報の利用の停止又は消去 ア～ウ 略 エ 番号法第28条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されてい</p>	<p>○幕別町個人情報保護条例 (平成11年12月21日 条例第32号)</p> <p>第1条 略</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 情報提供等記録 番号法第23条第1項及び第2項（これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。第18条第5項において同じ。）に規定する記録された特定個人情報をいう。</p> <p>(7) 略</p> <p>第3条～第14条 略</p> <p>(自己に関する保有個人情報の利用停止等請求権)</p> <p>第15条 何人も、実施機関が行う自己に関する保有個人情報（情報提供等記録を除く。以下この条において同じ。）が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、当該実施機関に対し、当該各号に定める措置をとることを請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、若しくは消去又は提供の停止（以下「利用停止等」という。）に関して法令等の規定により特別の手続が定められているときは、この限りでない。</p> <p>(1) 次のいずれかに該当するとき。当該保有個人情報の利用の停止又は消去 ア～ウ 略 エ 番号法第27条第1項の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号法第2条第9項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録さ</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>るとき。 (2) 略</p> <p>第16条～第17条 略</p> <p>(請求に対する決定)</p> <p>第18条 略 2～4 略</p> <p>5 実施機関は、第1項の規定により訂正請求等の全部又は一部につき応じる旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正請求等に<u>係る個人情報</u>について、必要な範囲で訂正し、又は利用停止等をしなければならない。この場合において、当該保有個人情報を当該実施機関以外のものに提供しているときは、そのものに対しても<u>同様の措置</u>を講じさせなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>第19条～第32条 略</p>	<p>れているとき。 (2) 略</p> <p>第16条～第17条 略</p> <p>(請求に対する決定)</p> <p>第18条 略 2～4 略</p> <p>5 実施機関は、第1項の規定により訂正請求等の全部又は一部につき応じる旨の決定をしたときは、速やかに当該訂正請求等に<u>係る保有個人情報</u>について、必要な範囲で訂正し、又は利用停止等をしなければならない。この場合において、当該保有個人情報を当該実施機関以外のもの<u>(情報提供等記録の訂正をした場合にあつては、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項に規定する記録に記録された者であつて、当該実施機関以外のものに限る。))</u>に提供しているときは、そのものに対して<u>の通知その他の必要な措置</u>を講じさせなければならない。</p> <p>6 略</p> <p>第19条～第32条 略</p>